

『播磨国風土記』と播磨国の駅家

中村 弘

はじめに

古代播磨国には、国内で唯一の「大路」である山陽道と、七道以外の支路である美作道が敷設されており、山陽道には九駅、美作道には二駅の駅家が設置された⁽¹⁾。駅路は都と地方を直結する官道であり、律令国家の表象である。様々な情報が行き交い、税が運ばれ、外国からの使者が通ることとなっていた。こうした駅制は文献等の文字資料によって確認できるだけでなく、遺跡の発掘調査や歴史地理学、さらには自然科学などの多角的な研究の進展によって、具体像が明らかになりつつある。まさに、学際的な研究分野であるといえよう。

『播磨国風土記』と駅家については、一九九四年に山下史朗氏が『播磨国風土記』の考古学を特集する中

で考察されているが⁽²⁾、それ以降、二〇年以上が経過した。その間、兵庫県立考古博物館による「兵庫県内における古代官道に関する調査研究」⁽³⁾の実施や展覧会⁽⁴⁾、研究会等⁽⁵⁾が実施されている。さらに民間レベルの活動としては、県・市・町教育委員会の文化財担当職員が主体となった研究会の開催⁽⁶⁾、一般書籍の出版⁽⁷⁾、ひょうご考古楽倶楽部による「古代山陽道を歩こう」の実施⁽⁸⁾など、調査・研究から公開・活用まで幅広く多様な活動の展開を見せている。同時に、全国的な視点からの駅制研究も大きく進展しているが⁽⁹⁾、その中でも播磨地域の研究成果は必ずと言ってよいほど取り上げられており、播磨地域は駅家研究の先進的な地域となっている⁽¹⁰⁾。

そのような中、平成一八年(二〇〇六)には、「山陽道野磨駅家跡」(上郡町)が「駅家中枢施設の構造や機能、変遷が明確になるなど、古代国家の交通体系

と地方支配体制を具体的に示すものとしてきわめて重要である」⁽¹¹⁾と評価され、駅家跡としては全国で唯一、国指定史跡となった。調査研究の成果に裏付けられた貴重な文化財が後世に引き継がれることが約束されたのである。

本稿では、こうした近年に進められた調査研究や関連分野の成果を参考にしつつ、『播磨国風土記』と播磨国の駅家について考察する。

一 『播磨国風土記』に記された駅家と里

『播磨国風土記』とは、和銅六年（七一三）五月に中央からの詔命にしたがって提出された解文の一つで⁽¹²⁾、「国郡里」制に基づく地名表記から七一五〜七一七年頃までに編纂されたことが知られている。『播磨国風土記』の特徴の一つとして、国府、郡家、寺院など公的な施設については、ほとんど記述されない点が挙げられるが、それは駅家についても例外ではない。先に記したように播磨国には一一の駅家が置かれていたが、逸文を含めて『播磨国風土記』には、三つの駅家に関して四箇所に記載されているのみである。

まず、その記述について、唯一の伝本である三条西家本⁽¹³⁾、及び逸文については前田家本『积日本紀』卷八⁽¹⁴⁾から、それぞれ該当部分を原文に忠実に引用する。

一「墓有賀古驛西」（賀古郡）

二「驛家里土中々由驛家為名」（賀古郡驛家里）

三「邑智驛家土中下品太天皇巡行之時到於此処勅云吾謂狭地此乃大内之乎故号大内」（揖保郡邑智駅家）

四「明石驛家駒手御井者難波高津宮天皇之御世楠生於吉」（逸文）

次に、『播磨国風土記』に記されていないが、駅家と里の関係について重要な資料である大官大寺出土の木簡を参考として挙げておく⁽¹⁵⁾。

五「讚用郡驛里鉄十連」（木簡番号三六三二）

本木簡が出土した遺跡は奈良県明日香村に所在し、文武朝（六九七〜七〇七）頃の大官大寺跡と推定され

ている。発掘調査の結果、寺院は未完のまま焼亡したことが判明しており、『扶桑略記』和銅四年(七一一)

の焼亡記事に対応すると考えられている⁽¹⁶⁾。木簡は中心伽藍の東回廊から約六メートル東で検出された土坑SK二四五から出土しており、播磨国からの貢進物荷札であるとされている⁽¹⁷⁾。付近からは鉄滓や鞆羽口、手斧の削り屑が出土しており、大官大寺造営に関連して貢進された鉄素材が、付近の工房で鉄製品に加工されたことを示すと考えられる。『延喜式』や『和名抄』に記載された駅家のうち、播磨国讃容郡にある駅家は美作道の中川駅家が唯一であることから、この「駅里」が示す「駅」は中川駅家であると考えられる。木簡の年代は、郡里制のものであること、上記焼亡記事に対応することから、大宝元年(七〇一)と和銅四年(七一一)のものと考えられている⁽¹⁸⁾。これらの播磨国駅家に関する史料は、記載方法により以下の二つに分けられる。

- (一) 「駅家里」等、普通名詞としての「駅家」「駅」を里名としているもの(賀古郡、讃容郡木簡例)

- (二) 「賀古駅家」「邑智駅家」「明石駅家」のよ

うに駅家の固有名詞を挙げているもの(賀古郡、揖保郡、明石郡例)

上記(一)のうち、木簡に記された讃容郡「駅里」は『播磨国風土記』に記載はないが、駅家と同名である中川里は記載されている。木簡の時期から『播磨国風土記』編纂の時期までの数十年間で里名の変更が行われておらず、『播磨国風土記』には全ての里が記載されていたとするならば、「中川里」には「駅里」という別の呼称が併存していたと考えられる。

賀古郡の「駅家里」は、「賀古駅家」という駅家名が『播磨国風土記』に記載されているにもかかわらず里名は「賀古里」ではなく、「駅家里」となっている。後の『延喜式』や『和名抄』には、賀古駅家と同名の「賀古郷」が記されているが⁽¹⁹⁾(第一表)、『播磨国風土記』では、駅家名と里名は同名とはなっていない。

布勢駅家を検討する中で岸本道昭氏は、『和名抄』に登場する駅名「布勢」をもった「布勢郷」は、『播磨国風土記』に登場するかつての「桑原里」を分割し、そこから「桑原郷」と「布勢郷」に分立する形で生まれたとし、「里から郷へ名称が変わる時かそれ以

後、礎石瓦葺駅家への改装を契機にして、言わば「駅家郷」として布勢郷が分かれて成立したとも推測させるのである」としている⁽²⁰⁾。

同様のことは山陽道の他の駅家でもうかがえる（第一表）。すなわち、飾磨郡草上駅家と同名の「草上郷」は、『播磨国風土記』にある「巨智里」の「草上村」であったのが、『延喜式』『和名抄』では「巨智郷」と「草上郷」に、また、駅家のある里と対応する郷が不明確ではあるが、印南郡佐突駅家⁽²¹⁾と同名の「佐突郷」は、『播磨国風土記』の「六継里」が、後に「佐突郷」と「餘部郷」⁽²²⁾に、賀古郡賀古駅家と同名の「賀古郷」は、『播磨国風土記』の「駅家里」「鴨波里」が、後の「賀古郷」「住吉郷」「餘部郷」に再編された可能性が考えられる。こうした再編の背景としては、駅戸には、およそ駅馬数と同じ戸数があるとされていることから⁽²³⁾、駅馬数の変化はそのまま駅戸の戸数の変化と連動することとなり、里や郷の再編成が行われたのかもしれない。

ところで、これまで、「駅家里」「駅家郷」という表記は、「駅戸集団が里・郷に対比しうることから出た派生的用法であり、駅戸集団を実体とするもの

と考えて支障ない」⁽²⁴⁾とされている。しかし、『延喜式』や『和名抄』では駅家名と同じ郷が存在するにもかかわらず、『播磨国風土記』においては、山陽道の駅家に限ると、駅名と同じ名称の里が存在していない。それは、駅家と里に関係がなく、あえて同じ名称を与えなかったためと考えられ、「駅家里」は「賀古」の名称を里名としないために、あえて付けられたものと考えられる。また、『播磨国風土記』が基本的に駅家に関する記載をしていないこと、さらに、讃容郡例についても「中川里」と「駅里」の両方の呼称が存在した可能性があり、木簡の内容からうかがえる寺院への鉄の進上は駅戸を示しているとは考えがたいことから、「駅家里」「駅里」については、そのまま駅戸集団とは考えにくいのではないだろうか。

そもそも、駅戸は一般公戸とは区別され、里に準じる位置が与えられた。駅長は国司が統括し（職令員大国歌）、駅馬の設置、監督は国司が行い（厩牧令置駅馬条・駅伝馬条）、駅戸の課丁である駅子は駅起田を耕作し（『令集解』田令駅田条）、出挙によって駅家を維持するとともに、駅長は課役、駅子は徭役が免除され（賦役令舍人史生条）、戸籍についても駅戸で独

第一表 播磨国風土記記載の里と駅家・郷

郡名 播磨国 風土記	駅家名			里・郷名			その他
	播磨国 風土記	延喜式	和名抄 (高山寺本)	播磨国 風土記	和名抄 (高山寺本)	和名抄 (元和古活字本)	
明石	明石			?		葛江	
	明石			?		明石	
	明石			?		住吉	
	?	—	—	大海		呂美	(仮) 呂美駅家
				?	垂水	垂見	
				?	—	神戸	
賀古				?	—	神戸	
				望理			
				鴨波		—	
				—		住吉	
				長田			
	賀古		加古	駅家	賀古	—	
			—			餘部	
印南				大國			
	—	—	—	—	佐突		「佐突駅家」[続日本紀]
				六繼	—	—	
				益気	益田	益気	
				含藝			
飾磨				—	—	餘部	
				漢部		—	
				菅生			
				麻跡		—	
				英賀			
				伊和			
				賀野		—	
				韓室		辛室	
				巨智			
	—	草上	草上	巨智		草上	草上村 (風土記)
				安相		—	
				牧野		平野	
				大野			—
				少川		—	
				英保			
				美濃		三野	
				因達	印達	迎達	
			安師	穴无	穴無		
			—	—	周智		
			—	—	餘部		
揖保				香山			
				栗栖			
	—	越部 (美作道)		越部			
				上岡			
				日下部		—	
				林田			
	邑智	大市		(邑智駅家)	大市		
				廣山			
				枚方		—	
				大家		大宅	
				大田		大田	
				石海		石見	
				浦上			
				荻原		—	
				少宅			
				揖保		揖保	
				中臣			
			—		神戸		
			出水		—		
			桑原		桑原		
—	布勢		布勢				
			新田				
			—	—	餘部		
讃容				讃容 (吉川)		佐用	
				速湍		江川	
				速湍		速瀨	
				邑宝		廣岡	
				邑宝		大田	
				柏原			
—	中川 (美作道)		中川			木簡「駅里」	
			雲濃		宇野		

自に編成・登録されていた²⁶⁾。このように駅家は、国司―駅長―駅戸（駅子）という統括関係にあり、駅起稲という独立財源が設定されるなど、固定的な駅戸集団から構成され、郡から相対的に独立していた²⁶⁾、とされている。そのような性格をもつ駅戸集団に対して「里」を付していると理解することには違和感がある。

(二)の邑智駅家については、他の里と同じように土地の等級や地名起源説話が記され、一定の領域について記述されている²⁷⁾。駅名は『播磨国風土記』と『延喜式』『和名抄』共に同じ音である「邑智」「大市」であるが、郷名については『延喜式』や『和名抄』では駅家名と同じ郷名「大市」であるのに対し、『播磨国風土記』では「邑智里」ではなく、「邑智駅家」と記されている。他の事例である「賀古駅家」や「明石駅家」の記事については、駅家そのものを記すというよりも、他の記事を記載する際に間接的に引用されるにとどまっている。

この邑智駅家の内容について市大樹氏は、『播磨国風土記』の本文を「邑智里駅家」とし、「駅家里」を「駅戸集団からなる」ものとしたうえで、「①邑智里は

駅家里のことであり、五〇戸からなる里であった。②邑智里は駅家里のことで、二〇戸程度の駅戸集団からなった。③邑智里は駅家里とは別個の存在であるが、邑智（大市）駅の所在を示すために「邑智里駅家」と注記した。」の三つの可能性を挙げ、①は成立困難、②③のうち、③の可能性が高いとされている²⁸⁾。

しかし、前提である「邑智里駅家」を原文通り「邑智駅家」とし、「駅家里」を「駅戸集団からなる」ものではなく、五〇戸からなる他の一般的な里と同じであったとすると、①邑智駅家は二〇戸程度からなる駅戸集団のこと、②「邑智」を里の名称にすると駅名と重なるため、仮に邑智駅家を地名起源説話の代表として記した、の二つの可能性が考えられるが、いずれであるのか決しがたい。

結局、(二)の両事例は、駅家の存在が地域社会にとって大きな意味をもっていたために、他の里と同様の五〇戸からなる里に対して、「駅家が置かれている里」という漠然とした理由で普通名詞の「駅家」を里名にしただけのものと考えたい。まさに文字通りの「由驛家為名」である。

二 播磨国山陽道駅家研究

播磨の駅家研究は全国の駅家研究の中で最も進んでいるといっても過言ではない。昭和五七年（一九八二）、全国で初めての駅家の発掘調査が、たつの市小犬丸遺跡（布勢駅家）で行われた。それから三〇年余りが過ぎ、さらに多くの調査研究の蓄積があった。

野磨駅家の発掘調査と国史跡指定後も、兵庫県立考古博物館によって（仮）邑美駅家、賀古駅家、邑智駅家の発掘調査が実施されている⁽²⁹⁾。

これらの発掘調査等による成果を受け、山陽道の播磨国駅家について以下にまとめておく⁽³⁰⁾。

① 駅館院間の距離

駅館院の間隔は、規定では三〇里（約一六キロメートル）ごとに設置することとなっているが（厩牧令須置駅条）、播磨国では一五里（約八キロメートル）ごとを基準にして設置されている。

② 駅館院の二時期

駅館院には大きく二時期あり、掘立柱建物からなる時期（前期駅館院）と、瓦葺きの礎石建物から

なる時期（後期駅館院）がある。

③ 道、駅館院の時期

・山陽道は七世紀中頃～七世紀第4四半期古段階に敷設された（上郡町西田遺跡）⁽³¹⁾。

・前期駅家は七世紀第4四半期古段階に造営された（野磨駅家）⁽³²⁾。

・後期駅家の造営年代は、古大内式軒瓦の年代、および造営当初の遺構から出土する土器類の年代が示している。古大内式軒瓦の年代は、研究者によって八世紀中頃から八世紀末までの幅があり、定まっていない⁽³³⁾。一方、土器が示す後期駅家の造営年代については、八世紀第2四半期後半～八世紀後半であり、八世紀中頃に近い時期で比較的同時とまっている⁽³⁴⁾。

④ 前期駅館院と後期駅館院の位置関係

・近くに移動する例（野磨駅家）と、同じ場所で建て替えられた可能性が指摘されている例（布勢駅家、（仮）邑美駅家）がある。

⑤ 山陽道と駅館院の位置関係

・駅館院は山陽道と接する位置に造営され、離れることはない。

・前期駅館院は山陽道に平行し、後期駅館院はほぼ正方位を向く。

・前期駅館院は、山陽道の北側に設置され（野磨駅家、布勢駅家?）、（仮）邑美駅家?）、後期駅館院は、山陽道の北側に設置される場合（布勢駅家、（仮）邑美駅家）と、南側に設置される場合（野磨駅家、邑智駅家、賀古駅家）がある。

⑥ 駅館院正門

・正門の位置は南面にこだわらず、山陽道に面した側に設置される。特に、後期駅館院は正方位を向くため、斜行する山陽道との間に三角形の空間ができる。そのため、山陽道と駅館院をつなぐ進入路が必要となるが、その際も山陽道に近い側に進入路がとりつき正門となる。その結果、正門は南側に設置される例（布勢駅家）だけでなく、西側（野磨駅家）や、東側（賀古駅家）に設置される場合もある。

・正門の構造は、野磨駅家の駅館院で前期、後期ともに八脚門が確認されている。また、後期駅館院では、石製唐居敷の使用が確認されている（野磨駅家、賀古駅家）。

⑦ 駅館院の立地

・前期駅館院の立地には、小高く見晴らしが良い場合（東向きの眺望／（仮）邑美駅家?）と、平地の場合（西向きに開ける／野磨駅家、布勢駅家?）がある。

・後期駅館院の立地には、小高く見晴らしが良い場合（西向きの眺望／野磨駅家、賀古駅家）（東向きの眺望／（仮）邑美駅家）と、平地の場合（西向きに開ける／布勢駅家、高田駅家〔辻ヶ内遺跡⁽³⁵⁾〕、佐突駅家〔別所遺跡?〕）がある。

・野磨駅家では、前期駅館院が平地に立地するのに対し、後期駅館院は見晴らしの良い場所へ移動している。一方、（仮）邑美駅家では、検出されている掘立柱建物が前期駅館院であるとすれば、当初から見晴らしの良い場所に立地していることとなり、前期から後期への駅家の立地の変化は駅家により異なると言える。

⑧ 面積

・前期駅館院の規模は野磨駅家で唯一判明しており、六九〇平米程度（二三×三〇メートル）である。

・後期駅館院の面積は六四〇〇平米程度である。縦横の長さは、正方形の例では八〇メートル四方（布勢駅家、賀古駅家、（仮）邑美駅家）、長方形の例では六八×九四メートル（野磨駅家）であり、長さは異なっても面積はほぼ共通している。

・面積は前期から後期に大きく拡大しており（野磨駅家）、一定でない。

⑨ 後期駅館院の内容

・築地堀が巡り、白壁、赤塗り柱の礎石建物で、築地を含め建物には瓦が葺かれている。白壁はケイ酸アルミニウムを主体としたいわゆる「白土」（カオリナイト）で（野磨駅家、布勢駅家、賀古駅家）、赤色顔料はベンガラであることが確認されている（野磨駅家、布勢駅家）。

・建物配置は南側に開く「コ」字形で、正殿は双堂である（野磨駅家、布勢駅家）。

・野磨駅家では、遺構の配置状況と探查結果から駅楼が存在する可能性が指摘されている³⁶が、発掘調査によって確認された例はない。明石駅家では、文献に「駅楼」の存在が記されている³⁷。

⑩ 後期駅館院で使用された瓦

・「播磨国司の管理下において、生産と配布とがなされた一群の軒瓦」とされる播磨国府系瓦が使用されている³⁸。

⑪ 駅家の全体像

・後期駅館院付近に寺院が建立されている例が多い（明石駅家―太寺廃寺、賀古駅家―野口廃寺、草上駅家―辻井廃寺、邑智駅家―西脇廃寺、布勢駅家―小犬丸中谷廃寺、高田駅家―神明寺廃寺、越部駅家―越部廃寺？、中川駅家―新宿廃寺？）。

・駅館院から約一〇〇メートル離れたところに井戸があり、祭祀遺物（鳥形木製品、木製形代）が出土している（布勢駅家）³⁹。

⑫ 駅戸集落

・可能性として加古川市坂元遺跡が挙げられている。七世紀末から九世紀を中心とする集落で、八〇棟を超える八世紀代の掘立柱建物が調査された。距離的に後期の賀古駅家に近く、（i）七世紀末から八世紀前半には正方位の条里型地割プランの存在、（ii）八世紀後半には山陽道を基線とした条里型地割に変化、（iii）八世紀後半の建物群は一町方格内に収まり、区画溝によって八〇m

四方内に密集、(iv) 出土遺物に官衙的性格をもつもの(円面硯、墨書土器、木製祭祀具、国府系瓦など)と、日常的なもの(土錘、イイダコ壺など)の両方が出土、などの理由から駅戸集団が存在した可能性が指摘されている⁽⁴⁰⁾。

なお、山陽道を基線とした条里型地割は八世紀後半からとされており、上郡町西田遺跡での見解(七世紀中頃〜七世紀第4四半期古段階)とは異なっている。

以上が、近年の成果を踏まえた播磨国山陽道駅家研究のまとめであるが、『播磨国風土記』に記載された頃の駅家は、瓦葺きの行われていない前期駅館院の時期にあたり、野磨駅家以外はその位置を含めてほとんど明らかではない。先の駅戸集団の可能性が指摘されている坂元遺跡では、山陽道とは異なる方向の地割りで、建物は散在していたとされている。

『播磨国風土記』時代の駅家は、駅館院の仕様、規模だけでなく、駅家を支える駅戸集団の様相からみても、後期駅館院の時期とは大きく異なっていたということが出来る。

三 『播磨国風土記』にみる交通と駅制

『播磨国風土記』の特徴として、他地域の神や人が多く記載されていることが挙げられるが、その中には往来を示す記事もある。特にここでは、交通障害に関する記事を取りあげる。

(一) (賀古郡鴨波里) 昔、神前村の荒神が行く舟の半分を留めたため、迂回した。

(二) (揖保郡廣山里意此川) 応神天皇の頃、出雲の神が枚方里の神尾山におり、行く人の半分の神を殺したため、伯耆、因幡、出雲の三人が朝廷に報告した。朝廷からの使者である額田部連久等々がやって来て、酒屋を佐々山に作り、祀った。

(三) (揖保郡枚方里佐比岡) 出雲の大神が神尾山におり、出雲の人が通過する際、十人中五人を留め、五人中三人を留めた。そこで、出雲の人が佐比岡で祀ったがうまくいかず、河内国茨田郡枚方里の漢人が来て祀ると鎮まつた。

(四) (神前郡生野) 昔、荒神がおり、行き来する

人の半分を殺したため、死野とよばれた。その後、応神天皇が生野と改めた。

以上の四例のうち、交通障害の解決を試みた(二)(三)の事例は、同じ神尾山に關することであるが、その手段として「朝廷」や河内の漢人が関与している。この説話の舞台である神尾山や佐比岡について明確な比定はされていないが、神尾山を、たつの市と太子町の境界付近の明神山(笹山とも呼ばれる)に、佐比岡をその南側にある「坊主山」に比定される説がある(4)。

この説話について、坂江渉氏は中世の筑紫大道となるような交通路を想定されている(42)が、駅路以外とする必要はなく、古代山陽道の交通障害を語る説話とする可能性も残されているように思われる。神尾山に比定された明神山の山塊北側には古代山陽道が通過しており、峠である槻坂は交通障害の神が出現するのにふさわしい。特に(二)では、その解決に朝廷の関与が記されており、駅路が王権直接の管理であることに通じる。馬場基氏によると「在地社会から卓越し、都との空間的連続性を視覚的に示した駅路、独自の経営と設備を用意した駅家、駅鈴という靈器といった装置

によって、他の通行者との間や、通過点での様々な儀礼の省略を可能にしている。駅制はこうした儀礼の省略や、在地社会と切り離されることによって、閉塞性も有していた各在地社会を超越することができ、王権の意志のみによって運用され得るものとなり、その速度も確保された」(43)としている。本来必要となる通過点での儀礼の必要性は、こうした在地の交通障害を起す在地の神の存在であったのだろう。

また、往來の激しいところには疫病神も多いと考えられており、駅路や駅家も例外ではない。山陰道粟鹿駅家に関係するとされる柴遺跡(朝来市)からは、門に立てられたであろう呪符木簡が出土し(44)、布勢駅家東側の峠手前からは、鳥形木製品や形代類の木製祭祀具が井戸付近から出土している。おそらくは駅路交通の無事と通過時における在地諸儀礼の省略のため、交通障害となる荒神を定期的に除去していたことを示すものと思われる。そして、(二)(三)の説話における被害者は出雲を代表する播磨以外の外来者で、その解決も朝廷や畿内の人物であることは、まさに駅路が在地社会を超越している姿を現しているのではないだろうか。

(一) については、山陽道が加古川氾濫原を通る箇所を迂回する山陽道バイパス⁽⁴⁵⁾、または伝路⁽⁴⁶⁾が通っていたと考えられている。(四)については、播磨と但馬を結ぶ但馬道⁽⁴⁷⁾と名付けられた道路が通る。特に後者については、加都遺跡(朝来市)⁽⁴⁸⁾で、山裾を結ぶ直線道路が検出されている。ゆるやかな谷地形は盛土、敷石を行っており、直線を指向した古代官道である。

このように、『播磨国風土記』に登場する交通障害に関する説話には、いずれも官道が関連していることがうかがえる。

おわりに — 残された課題 —

以上、『播磨国風土記』という文字資料を使い、先学に導かれながら播磨の駅制に関して記した。最後に残された課題についてまとめておく。

まず、駅館院についてであるが、発掘調査例の増加により、全てではないものの、共通点がうかがえるようになった。それは、岸本道昭氏がいうように『日本後紀』大同元年五月丁丑条の「前制」と「定様」の実

態ということができよう⁽⁴⁹⁾。今後さらさら資料を増加させ、より明確にしていくことで、廃止となった駅家と拡大することとなった駅家など、個別の駅家ごとの比較が可能となる。今のところ、駅館院を構成する施設の実態が不明の駅家がほとんどで、かつ調査された駅家でも文献との整合は全てとれていないわけではない。特に、『播磨国風土記』時代の駅家については検討できる材料さえほとんどない。

また、駅家全体を復元できる調査例もほとんどない。駅戸集落や近接寺院との関係、馬屋や雑舎、さらには駅長の家や墓などは全く不明といってよい。年代についても、さらに絞り込んでいく必要がある。そうすることで、初めて文献資料と整合できるようになる。駅制といったソフト面からの検討も可能となる。そして、中央に直結する駅路、駅家の設置が地域にどのような影響を与えたのか、文・物の両方からのさらなるアプローチが必要である。特に瓦葺となった後期駅家の時期も瓦と土器で年代の開きがあり、文献にみえる記事との照合も恣意的にならざるを得ない。瓦の詳細な研究が待たれる。

播磨での研究成果を今後も全国に発信し続けていく

ためには、まだまだ残された課題は多い。

(註)

(1) 高橋美久二「播磨国賀古駅家について」(藤岡謙二郎先生退官記念事業会『歴史地理研究と都市研究』上巻〈大明堂 一九七八年〉)。

駅名が不明である明石駅家と賀古駅家間の駅家については、「邑美駅」と仮称されている。本稿では、以下「(仮) 邑美駅家」として記す。

(2) 山下史朗「古代山陽道とその駅家」(櫃本誠一編『風土記の考古学』二播磨国風土記の巻〈同成社、一九九四年〉)。

(3) 現在も進行中であるが、これまで、賀古駅家、(仮) 邑美駅家、邑智駅家が発掘調査され、前の二遺跡について二冊の調査研究報告書が刊行されている。邑智駅家については平成二八年度の刊行予定。

①兵庫県教育委員会『兵庫県古代官道関連遺跡調査報告書』I (兵庫県文化財調査報告第三八四冊、二〇一〇年)。

②兵庫県教育委員会『兵庫県古代官道関連遺跡調査報告書』II (兵庫県文化財調査報告第四五五冊、

二〇一三年)。

(4) ①兵庫県立考古博物館『古代官道 山陽道と駅家 ー 律令国家を支えた道と駅 ー』兵庫県立考古博物館図録(二〇一四年)。

②兵庫県立考古博物館『古代山陽道と野磨駅家 展示解説図録』(二〇一四年)。

(5) 上郡町教育委員会『山陽道野磨駅家跡国史跡指定記念講演会記録集』(二〇〇九年)。

上郡町教育委員会『史跡 山陽道野磨駅家跡の謎に迫る! シンポジウム記録集』(上郡町合併六〇周年記念歴史シンポジウム、二〇一五年)。

(6) ①第一五回播磨考古学研究会実行委員会『播磨国の駅家を探る』資料集(二〇一四年)。

②第一五回播磨考古学研究会実行委員会『播磨国の駅家を探る』記録集(二〇一五年)。

(7) 岸本道昭『山陽道駅家跡』日本の遺跡一一(同成社、二〇〇六年)。

(8) ひよご考古楽倶楽部は兵庫県立考古博物館を中心に活動するボランティアグループで、その活動の一つに「古代山陽道を歩こう」がある。事前調査(机上、下見)と踏査が中心で、近隣の歴史文化遺産の

見学も併行して行い、現時点で一六回が実施されている。

(9) 奈良文化財研究所『駅家と在地社会』(二〇〇四年)や、古代交通研究会などの組織的な取り組みのほか、個人の著作も多い。

(10) 播磨国の駅家研究については、一九六〇年代から今里幾次、高橋美久二の両氏を中心に行われ、研究の枠組みが出来上がった。その後の研究は追認と延長にあるといつてよい。詳細は前掲注(4)①の種定淳介「今里幾次先生の足跡―古代山陽道駅家研究の先達―」詳しい。

(11) 以下のHPを参照した。

文化庁「国指定文化財等データベース」
(<http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/explanation.asp>)

(12) 『続日本紀』の和銅六年五月甲子条。

(13) 天理図書館善本叢書「和書之部」編集委員会編『天理図書館善本叢書「和書之部」第一巻(天理大学出版部、一九七二年)』。

(14) 前田育徳会尊経閣文庫編『積日本紀』一・二(尊経閣善本印影集成二七・二八、二〇〇三年)。

(15) 奈良国立文化財研究所『藤原宮出土木簡(二)』飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報(三)(一九七七年)。

(16) 山本崇「奈良・大官大寺跡」(『木簡研究』三一(木簡学会、二〇〇九年))。

(17) 奈良文化財研究所「大官大寺第三次の調査」(『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』七、一九七七年)。

(18) 前掲注(6)②市大樹「日本古代駅伝制度の特質と展開―日唐比較と山陽道―」。

(19) 『和名類聚抄』「高山寺本」による。なお、「元和古活字本」では、『播磨国風土記』に記載された「駅家里」「鴨波里」がなく、新たに「住吉」「餘部」が記されており、「賀古」は見られない。

(20) 岸本道昭「駅家とその周辺―播磨国古代山陽道の駅家と地域社会―」(『駅家と在地社会』(奈良文化財研究所、二〇〇四年))。

(21) 『続日本後紀』承和六年(八三九)二月条に「播磨国印南郡佐突駅家依旧建立」とある。

(22) 時代は下がるが、暦応三年(一三四〇)正月の「安保光泰置文」に「一、播磨国佐土余部内西志方郷事」「二、同国佐土余部内東志方事」(『信濃史料』第五卷)

の記述があり、佐土と余部の両郷を複合したことをしめすと解すことができることから、余部と佐突は近接していたと想定している。

長山泰孝「律令国家の支配体制と農民のくらし」(『加古川市史』第一巻 本編一(加古川市、一九八九年))。

(23) 大山誠「古代駅制の構造とその変遷」(『史学雑誌』八五一四一、一九七六年)。

(24) 永田英明「駅家と駅戸」(『駅家と在地社会』(奈良文化財研究所、二〇〇四年))。

(25) 永田英明『古代駅伝馬制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇四年)。

(26) 市大樹『すべての道は平城京へ』(吉川弘文館、二〇一一年)。

(27) 「驛家」が注であったとし、本来は「邑智里」であったとする考えもある。ここでは原文のままに理解する。

秋本吉郎『風土記』日本古典文學体系(岩波書店、一九五八年)など。

(28) 前掲注(18)。

(29) 前掲注(3)。

(30) 近年の播磨国山陽道駅家の発掘調査成果をまと

めたものは前掲注(6)がある。

(31) 山陽道を基準にした条理地割の実施時期として推定されている。前掲注(6)②島田拓「野磨駅家雑考―成立年代と播磨国府系瓦についての予察」

(32) 前掲注(31)。

(33) 八世紀末の説は今里幾次氏が、八世紀中頃の説は春成秀爾氏がとえている。

今里幾次「龍野市小犬丸遺跡の古瓦」(『布勢駅家』I 龍野市文化財調査報告八(龍野市教育委員会、一九九二年))。

春成秀爾「明石の古瓦集成」(『明石の古代』発掘された明石の歴史展実行委員会(明石市、二〇一三年))。

(34) 前掲注(6)②岸本道昭「播磨国瓦葺駅家の造駅―前制と定様および時期についての考察―」

同拙稿「東播磨の駅家」。

(35) これまで、高田駅家の比定地は、播磨国府系瓦

の出土を根拠に神明寺遺跡とされてきたが、島田拓氏は、神明寺遺跡には塔心礎が存在することから寺院跡であるとし、その東方にある辻ヶ内遺跡を比定地としている。辻ヶ内遺跡周辺には八〇メートル四方にわたって瓦が散布し、字名に「大道ノ下」「前田」

が残っている。前掲注(6)①島田拓「野磨駅家と高田駅家」。

なお、神明寺遺跡は塔心礎の存在だけでなく、直線に復元した山陽道と離れるため、位置関係からも駅家ではないと考えられる。

(36) 前掲注(30)①島田拓「野磨駅家と高田駅家」。

(37) 『菅家文章』卷三 仁和四年「題駅楼壁」。

(38) 今里幾次「加古川市出土の古瓦」文化財教室No.六(一九七〇年)。

後に上原田式、毘沙門式が追加され、八型式となっている。

今里幾次「播磨国の瓦葺駅家」(『古代を考える』一七、一九七八年)。

(39) 兵庫県教育委員会『小犬丸遺跡』Ⅱ(一九八九年)。

(40) 西口圭介「条里型地割の復元と集落の考察」(『坂元遺跡Ⅱ』〈兵庫県教育委員会、二〇〇九年〉)。

(41) 飯泉健司「播磨国風土記・佐比岡伝承考 ―風土記説話成立の一過程―」(『古代文学』三三三、一九九四年)。

(42) 坂江渉「『播磨国風土記』からみた地域間交通と道 ―出雲との関連で―」(『条里制・古代都市研究』

二七、二〇一二年)。

(43) 馬場基「駅伝制と地方支配」『駅家と在地社会』(奈良文化財研究所、二〇〇四年)。

(44) 平川南「律令国郡里制の実像」下(吉川弘文館、二〇一四年)。

(45) 吉本昌弘「播磨邑美・佐突駅家間の山陽道古代バイパス」(『播磨考古学論叢』今里幾次先生古稀記念論文集刊行会、一九九〇年)。

(46) 前掲注(3)②木本雅康「明石・加古・印南郡の古代伝路」。

(47) 高橋美久二「古代の美作道」(『美作道』歴史の道調査報告第三集〈兵庫県教育委員会、一九九四年〉)。

(48) 兵庫県教育委員会『加都遺跡』Ⅰ(兵庫県文化財調査報告第二八五冊、二〇〇五年)。

兵庫県教育委員会『加都遺跡』Ⅱ(兵庫県文化財調査報告第三二四冊、二〇〇七年)。

(49) 岸本道昭「山陽道瓦葺駅家の定様」(兵庫県県政資料館『兵庫のしおり』一〇、二〇〇八年)。